

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-漁業分野の基準について-」の一部改正について

令和8年 10 月 15 日

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-漁業分野の基準について-」について、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し 番号	該当 ページ (改正 後)	改正箇所	現行	改正
1	P.1	前文 ○1つ目	○ 法務大臣は、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。）第 2 条の 4 第 1 項に基づき、特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）にのっとり、分野を所管する行政機関の長等と共同して、分野ごとに特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する重要事項等を定めた特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する方針を定めなければならないとされ、漁業分野についても「漁業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定。以下「分野別運用方針」という。）及び「漁業分野における特定技能の在留資	○ 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。）第 2 条の 4 第 1 項において、法務大臣は基本方針にのっとり、分野所管行政機関の長等と共同して、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針を定めなければならない旨規定されています。これを踏まえ、漁業分野においては、「漁業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針」（令和 8 年 1 月 23 日閣議決定。以下「分野別運用方針」という。）が定められました。

		○2つ目 ○3つ目	格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領」（平成30年12月25日法務省・警察庁・外務省・厚生労働省・農林水産省。以下「分野別運用要領」という。）が定められました。 ○ また、法第2条の5の規定に基づく、特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成31年法務省令第5号。以下「特定技能基準省令」という。）及び出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号。以下「上陸基準省令」という。）においては、各分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該分野の事情に鑑みて告示で基準を定めることが可能となっているところ、漁業分野についても、特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき漁業分野に特有の事情に鑑みて定める基準（平成31年農林水産省告示第525号。以下「告示」という。）において、漁業分野固有の基準が定められています。 ○ 本要領は、告示の基準等の詳細についての留意事項を定めることにより、漁業分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図ることを目的としています。	○ また、法第2条の5の規定に基づく、特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成31年法務省令第5号。以下「特定技能基準省令」という。）及び出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号。以下「上陸基準省令」という。）においては、各分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該分野に特有の事情に鑑みて告示で基準を定めることが可能となっているところ、漁業分野についても、特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成31年法務省令第5号）第2条第1項第13号及び第2項第7号の規定に基づき、漁業分野に特有の事情に鑑みて定める基準（平成31年農林水産省告示第525号。以下「告示」という。）において、漁業分野固有の基準が定められています。 ○ 本要領は、告示の基準等、運用上の細目及び留意事項を定めることにより、漁業分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図ることを目的としています。
2	P.2	目次	(新設)	目次 第1 特定技能外国人が従事する業務 3

				第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等 8 第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準 14 第4 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の 確保に係る基準 19 第5 育成・キャリア形成プログラム 21
3	P.3	第1 特定技能外国人が従事する業務 【関係規定】 分野別運用方針（抜粋）	【関係規定】 分野別運用方針（抜粋） 3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項 漁業分野において特定技能の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者（2号特定技能外国人については、実務経験の要件も満たす者）とする。 また、特定技能1号の在留資格については、漁業分野に関する第2号技能実習を修了した者は、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う。 (1) 1号特定技能外国人 ア 技能水準（試験区分） (ア)「1号漁業技能測定試験（漁業）」 (イ)「1号漁業技能測定試験（養殖業）」 (2) 2号特定技能外国人 技能水準（試験区分及び実務経験）	【関係規定】 分野別運用方針（抜粋） 第二 特定技能制度に関する事項 2 その他特定技能制度の運用に関する重要事項 (1) 業務区分及び特定技能外国人が従事する業務 漁業分野において設定する業務区分及び当該業務区分において従事する業務は、それぞれ次のア及びイに定めるとおりとする。 なお、いずれの場合も、これらの業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：漁業に係る漁具の積み込み・積下し、漁獲物の水揚げ、漁労機械の点検、船体の補修、自家原料を使用した製造・加工・出荷・販売等、養殖業に係る梱包・出荷、自家原料を使用した製造・加工・出荷・販売等）に付随的に従事することは差し支えない。 ア 1号特定技能外国人 上記1（1）アの技能水準に対応し、それぞれ別表1のb.業務区分（従事する業務）の欄に定め

			ア 試験区分 （ア）「２号漁業技能測定試験（漁業）」及び「日本語能力試験（Ｎ３以上）」 （イ）「２号漁業技能測定試験（養殖業）」及び「日本語能力試験（Ｎ３以上）」 イ 実務経験 （ア）漁船法（昭和 25 年法律第 178 号）上の登録を受けた漁船において、操業を指揮監督する者を補佐する者又は作業員を指導しながら作業に従事し、作業工程を管理する者としての実務経験を要件とする。 （イ）漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）及び内水面漁業の振興に関する法律（平成 26 年法律第 103 号）に基づき行われる養殖業の現場において、養殖を管理する者を補佐する者又は作業員を指導しながら作業に従事し、作業工程を管理する者としての実務経験を要件とする。 5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 （１）特定技能外国人が従事する業務 特定技能外国人が従事する業務区分は、上記 3（１）ア及び（２）アに定める試験区分に対応し、それぞれ以下のとおりとする。 ア 試験区分 3（１）ア関係（１号特定技能外国人） （ア）漁業（漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等）	るとおりとする。 イ ２号特定技能外国人 上記 1（２）ア（ア）の技能水準に対応し、それぞれ別表 2 の b. 業務区分（従事する業務）の欄に定めるとおりとする。
--	--	--	--	--

			(イ) 養殖業（養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫（穫）・処理、安全衛生の確保等） イ 試験区分 3（2 ア 関係）（2号特定技能外国人 人 (ア) 漁業（漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等）、操業を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理。 (イ) 養殖業（養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫（穫）・処理、安全衛生の確保等）、養殖を管理する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理。 (5) 特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置 さらに、漁業の特性に鑑み、かつ、漁業の時期等年間を通じた漁業生産が期待できない漁村地域の事情を考慮し、特定技能外国人が従事可能な漁業関連業務の範囲について柔軟に対応する。	
4	P.4		分野別運用要領（抜粋） 第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 1. 特定技能外国人が従事する業務 漁業分野において受け入れる特定技能外国人が従事する業務は、以下のとおりとする。なお、いずれの場合も、当該業務に従事する日本人が通常従事するこ	(削除)

			ととなる関連業務（例：①漁業に係る漁具の積み込み・積み下し、漁獲物の水揚げ、漁労機械の点検、船体の補修、自家原料を使用した製造・加工・出荷・販売等、②養殖業に係る梱包・出荷、自家原料を使用した製造・加工・出荷・販売等）に付随的に従事することは差し支えない。 （１）１号特定技能外国人 運用方針３（１）アに定める試験区分及び運用方針５（１）アに定める業務区分に従い、上記第１の１（１）ア及び２（１）若しくは（２）の試験合格又は下記２（１）の技能実習２号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務。 （２）２号特定技能外国人 運用方針３（２）アに定める試験区分及び運用方針５（１）イに定める業務区分に従い、上記第１の１（２）の試験合格及び実務経験により確認された技能を有する業務。	
5	P.4	【業務内容】 ○１つ目	【主たる業務】 ○ 漁業分野において受け入れる特定技能外国人のうち、１号特定技能外国人は相当程度の知識又は経験が必要とする技能を要する業務、２号特定技能外国人は当該分野に属する熟練した技能を要する業務に従事することが求められるところ、本要領別表に記載された試験の合格等により確認された技能を要する本要領別表に記載された業務（漁業又は養殖業）に主として従事しなければなりません。	【業務内容】 ○ 漁業分野において受け入れる特定技能外国人のうち、１号特定技能外国人は相当程度の知識又は経験が必要とする技能を要する業務、２号特定技能外国人は当該分野に属する熟練した技能を要する業務に従事することが求められるところ、分野別運用方針により定められた試験等の合格等により確認された技能を要する本要領別表に記載された業務（漁業又は養殖業）に主として従事しなければなりません。また、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差支えありません。

				んが、専ら関連業務に従事することは認められません。 なお、漁業又は養殖業の業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務は、例えば、次のものが想定されます。 （漁業区分の業務に従事している場合） ・ 漁具・漁労機械の点検・換装 ・ 船体の補修・清掃 ・ 魚倉、漁具保管庫、番屋の清掃 ・ 漁船への餌、氷、燃油、食材、日用品その他の操業・生活資材の仕込・積み込み ・ 出漁に係る炊事・賄い ・ 採捕した水産動植物の生簀における畜養その他付随的な養殖 ・ 自家生産物の運搬・陳列・販売 ・ 自家生産物又は当該生産に伴う副産物を原料又は材料の一部として使用する製造・加工及び当該製造物・加工物の運搬・陳列・販売 ・ 魚市場・陸揚港での漁獲物の選別・仕分け ・ 体験型漁業の際に乗客が行う水産動植物の採捕の補助 ・ 社内外における研修 等 （養殖業区分の業務に従事している場合） ・ 漁具・漁労機械の点検・換装 ・ 船体の補修・清掃 ・ 魚倉、漁具保管庫・番屋の清掃 ・ 漁船への餌、氷、燃油、食材、日用品その他の操業・
--	--	--	--	---

	P.5	○2つ目 ○3つ目	○ 1号特定技能外国人は、漁業又は養殖業を主体的に営むものでなく、船長や漁労長等の監督者の指示を理解し、又は監督者の包括的な指示の下で自ら判断しながら、漁労作業や養殖作業の業務に従事するものです。 ○ 2号特定技能外国人は、漁業又は養殖業を主体的に営むものではなく、船長や漁労長、養殖経営者の下で、	生活資材の仕込・積み込み ・ 養殖用の機械・設備・器工具等の清掃・消毒・管理・保守 ・ 鳥獣の駆除、追払、防護ネット・テグス張り等の養殖場における食害防止 ・ 養殖水産動植物の餌となる水産動植物や養殖用稚魚の採捕その他付随的な漁業 ・ 自家生産物の運搬・陳列・販売 ・ 自家生産物又は当該生産に伴う副産物を原料又は材料の一部として使用する製造・加工及び当該製造物・加工物の運搬・陳列・販売 ・ 魚市場・陸揚港での漁獲物の選別・仕分け ・ 体験型漁業の際に乗客が行う水産動植物の採捕の補助 ・ 社内外における研修等 ○ 1号特定技能外国人 分野別運用方針第二1（1）アに定める試験及び分野別運用方針第二2（1）アに定める業務に従い、第二1（1）アの試験合格により確認された技能を要するものであって、漁業又は養殖業を主体的に営むものでなく、船長や漁労長等の監督者の指示を理解し、又は監督者の包括的な指示の下で自ら判断しながら、漁労作業や養殖作業の業務に従事する必要があります。 ○ 2号特定技能外国人 分野別運用方針分野別運用方針第二1（2）アに定め
--	-----	-------------------------	---	---

			操業を指揮監督する者や養殖を管理する者を補佐する者又は他の作業員を指導しながら自らも作業に従事し、作業工程を指揮・管理する者として漁労作業や養殖作業の業務に従事するものです。	る試験及び分野別運用方針第二２（１）イに定める業務に従い、第二１（２）アのいずれかの試験合格及び実務経験により確認された技能を要するものであって、漁業又は養殖業を主体的に営むものではなく、船長や漁労長、養殖経営者の下で、操業を指揮監督する者や養殖を管理する者を補佐する者又は他の作業員を指導しながら自らも作業に従事し、作業工程を指揮・管理する者として漁労作業や養殖作業の業務に従事する必要があります。
6	P.5		【関連業務】 ○ また、分野別運用要領に記載するとおり、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えありません。 ○ なお、漁業の特性に鑑み、かつ、漁業の時期等年間を通じた漁業生産が期待できない漁村地域の事情を考慮し、特定技能外国人が従事可能な漁業関連業務の範囲については、柔軟に対応することとしており、関連業務に当たり得るものとして、例えば、次のものが想定されます（注）。 （注）専ら関連業務のみに従事することは認められません。 （分野別運用方針５（１）ア（ア）及びイ（ア関係：漁業の業務に従事している場合） ・ 漁具・漁労機械の点検・換装 ・ 船体の補修・清掃 ・ 魚倉、漁具保管庫、番屋の清掃	（削除） （削除）

		・ 漁船への餌、氷、燃油、食材、日用品その他の操業・生活資材の仕込・積み込み ・ 出漁に係る炊事・賄い ・ 採捕した水産動植物の生簀における畜養その他付随的な養殖 ・ 自家生産物の運搬・陳列・販売 ・ 自家生産物又は当該生産に伴う副産物を原料又は材料の一部として使用する製造・加工及び当該製造物・加工物の運搬・陳列・販売 ・ 魚市場・陸揚港での漁獲物の選別・仕分け ・ 体験型漁業の際に乗客が行う水産動植物の採捕の補助 ・ 社内外における研修 等 (分野別運用方針5（ア（イ）及びイ（イ）関係：養殖業の業務に従事している場合） ・ 漁具・漁労機械の点検・換装 ・ 船体の補修・清掃 ・ 魚倉、漁具保管庫・番屋の清掃 ・ 漁船への餌、氷、燃油、食材、日用品その他の操業・生活資材の仕込・積み込み ・ 養殖用の機械・設備・器工具等の清掃・消毒・管理・保守 ・ 鳥獣に対する駆除、追払、防護ネット・テグス張り等の養殖場における食害防止 ・ 養殖水産動植物の餌となる水産動植物や養殖用稚魚の採捕その他付随的な漁業 ・ 自家生産物の運搬・陳列・販売	
--	--	---	--

			・ 自家生産物又は当該生産に伴う副産物を原料又は材料の一部として使用する製造・加工及び当該製造物・加工物の運搬・陳列・販売 ・ 魚市場・陸揚港での漁獲物の選別・仕分け ・ 体験型漁業の際に乗客が行う水産動植物の採捕の補助 ・ 社内外における研修	
7	P.8	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等 【関係規定】 分野別運用方針（抜粋）	【関係規定】 分野別運用方針（抜粋） 3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項 漁業分野において特定技能の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者（2号特定技能外国人については、実務経験の要件も満たす者）とする。 また、特定技能1号の在留資格については、漁業分野に関する第2号技能実習を修了した者は、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う。 （1）1号特定技能外国人 ア 技能水準（試験区分） （ア）「1号漁業技能測定試験（漁業）」 （イ）「1号 漁業技能測定試験（養殖業）」 イ 日本語能力水準 （ア）「国際交流基金 日本語 基礎 テスト」又は「日本語能力試験（N4以上）」 （イ）そのほか、「日本語教育の参照枠」のA2相当以上の水準と認められるもの	【関係規定】 分野別運用方針（抜粋） 第二 特定技能制度に関する事項 1 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項 （1）1号特定技能外国人 漁業分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、次のア及びイに定める試験に合格した者とする。 ア 技能水準 別表1のa. 技能水準の欄に掲げるもの イ 日本語能力水準 「日本語教育の参照枠」のA2.2 相当以上の水準と認められるもの （2）2号特定技能外国人 漁業分野において特定技能2号の在留資格で受け入れる外国人は、次のア（ア）及びイに定める試験に合格した者であり、かつ、ア（イ）に定める実務経験の要件も満たす者とする。 ア 技能水準 （ア）技能水準

			(2) 2号特定技能外国人 技能水準（試験区分及び実務経験） ア 試験区分 （ア）「2号漁業技能測定試験（漁業）」及び「日本語能力試験（N3以上）」 （イ）「2号漁業技能測定試験（養殖業）」及び「日本語能力試験（N3以上）」 イ 実務経験 （ア）漁船法（昭和25年法律第178号）上の登録を受けた漁船において、操業を指揮監督する者を補佐する者又は作業員を指導しながら作業に従事し、作業工程を管理する者としての実務経験を要件とする。 （イ）漁業法（昭和24年法律第267号）及び内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号）に基づき行われる養殖業の現場において、養殖を管理する者を補佐する者又は作業員を指導しながら作業に従事し、作業工程を管理する者としての実務	別表2のa. 技能水準の欄に掲げるもの （イ）実務経験 次のいずれかを満たすこと。 ① 漁船法（昭和25年法律第178号）上の登録を受けた漁船において、操業を指揮監督する者を補佐する者又は作業員を指導しながら作業に従事し、作業工程を管理する者としての実務経験 ② 漁業法（昭和24年法律第267号）及び内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号）に基づき行われる養殖業の現場において、養殖を管理する者を補佐する者又は作業員を指導しながら作業に従事し、作業工程を管理する者としての実務経験 イ 日本語能力水準 「日本語教育の参照枠」のB1相当以上の水準と認められるもの
8	P.9		分野別運用要領（抜粋） 第1 特定産業分野において認められる人材の基準に関する事項 1. 技能水準及び評価方法等 （2）「2号漁業技能測定試験」及び「日本語能力試験（N3以上）」（運用方針3（2）アの試験区分） ア 技能水準及び評価方法（特定技能2号） （技能水準） 以下（ア）①及び（イ）の要件を満たす者について	（削除）

			ては、運用方針５（１）イ（ア）の業務区分において、熟練した技能を有する者と認める。また、以下（ア）②及び（イ）の要件を満たす者については、運用方針５（１）イ（イ）の業務区分において、熟練した技能を有する者と認める。 （ア）「２号漁業技能測定試験」 ①「２号漁業技能測定試験（漁業）」 当該試験は、上級の技能労働者が通常有すべき技能を有する者であることを認定するものである。また、試験合格に加えて、漁船法（昭和 25 年法律第 178 号）上の登録を受けた漁船において、操業を指揮監督する者を補佐する者又は作業員を指導しながら作業に従事し、作業工程を管理する者としての実務経験を 2 年以上有すること（注 1）を要件とする。 （注 1）令和 5 年 6 月 9 日の運用要領改正の時点で、漁業分野（漁業区分）の 1 号特定技能外国人として本邦に在留する者については、同日以前の期間に関しては、操業を指揮監督する者を補佐する者又は作業員を指導しながら作業に従事し、作業工程を管理する者として就労していたかに関わらず、当該者に該当していたものとして取り扱う。 ②「２号漁業技能測定試験（養殖業）」 当該試験は、上級の技能労働者が通常有すべき技能を有する者であることを認定するものである。また、試験合格に加えて、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）及び内水面漁業の振興に関	
--	--	--	--	--

			する法律（平成 26 年法律第 103 号）に基づき行われる養殖業の現場において、養殖を管理する者を補佐する者又は作業員を指導しながら作業に従事し、作業工程を管理する者としての実務経験を 2 年以上有すること（注 2）を要件とする。 （注 2）令和 5 年 6 月 9 日の運用要領改正の時点で、漁業分野（養殖業区分）の 1 号特定技能外国人として本邦に在留する者については、同日以前の期間に関しては、養殖を管理する者を補佐する者又は作業員を指導しながら作業に従事し、作業工程を管理する者として就労していたかに関わらず、当該者に該当していたものとして取り扱う。 第 3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 2. 技能実習 2 号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価 （1）漁業分野において受け入れる 1 号特定技能外国人が、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う場合における業務内容と技能実習 2 号移行対象職種において修得する技能との具体的な関連性については、次のとおりとする。 ア 運用方針 5（1）ア（ア）の業務区分 漁船漁業に関連する第 2 号技能実習（漁船漁業職種 9 作業：かつお一本釣り漁業、延縄漁業、いか釣り漁業、まき網漁業、ひき網漁業、刺し網漁業、定置網漁業、かに・えびかご漁業、棒受網漁業）を	
--	--	--	---	--

			良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、魚群を探し、適切な漁具・漁労機械を選択して、水産動植物を採捕し、その鮮度を保持するために用いられるという点で、１号特定技能外国人が従事する業務で要する技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、修得した技能が漁船漁業の職種に属する作業のいずれに係るものであっても漁業の業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足る相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第１の１（１）ア（ア）の試験を免除する。イ 運用方針５（１）ア（イ）の業務区分養殖業に関連する第２号技能実習（養殖業職種１作業：ほたてがい・まがき養殖作業）を良好に修了した者については、技能実習で修得した技能が、適切な養殖資材を選択して、水産動植物を養殖し、収穫（穫）するために用いられるという点で、１号特定技能外国人が従事する業務で要する技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、修得した技能が養殖業職種に属する作業のいずれに係るものであっても養殖業の業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足る相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第１の１（１）ア（イ）の試験を免除する。 （２）職種・作業の種類にかかわらず、第２号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に３年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日	
--	--	--	--	--

			本語能力水準を有する者と評価し、上記第1の2（1）及び（2）の試験を免除する。	
9	P.9	【1号特定技能外国人の技能水準及び日本語能力水準】 ○1つ目	○ 1号特定技能外国人として漁業分野の業務に従事する場合には、本要領別表に記載された1号漁業技能測定試験及び日本語試験の合格が必要です。	【1号特定技能外国人の技能水準及び日本語能力水準】 ○ 「1号漁業特定技能評価試験（漁業）」（分野別運用方針第二1（1）アの試験区分） 当該試験は、漁業における一定程度の業務について、監督者の指示を理解し的確に遂行できる能力又は自らの判断により遂行できる能力を測り、漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保を行うことができるレベルであることを認定するものであり、この試験の合格者は、漁業分野（漁業区分）において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認められます。
	P.10	○2つ目	○ また、1号特定技能外国人が従事する業務区分に応じ、本要領別表に記載された職種・作業の技能実習2号を良好に修了した者については上記の試験が免除されます。	○ 「1号漁業特定技能評価試験（養殖業）」（分野別運用方針第二1（1）アの試験区分） 当該試験は、養殖業における一定程度の業務について、監督者の指示を理解し的確に遂行できる能力又は自らの判断により遂行できる能力を測り、養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫（穫）・処理、安全衛生の確保を行うことができるレベルであることを認定するものであり、この試験の合格者は、漁業分野（養殖業区分）において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認められます。

		○3つ目	○ 本要領別表に記載された職種・作業以外の技能実習2号を良好に修了した者については、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N4以上）のいずれの試験も免除されます。	○ 「日本語教育の参照枠」 A2.2 相当以上 ※ 以下のいずれかの試験の合格 ・ 国際交流基金日本語基礎テスト（J F T－B a s i c） A2.2 相当以上 ・ 日本語能力試験（J L P T） N4 以上 ※ 特定技能1号の在留資格を得るためには基本的には、必要な水準の技能及び日本語能力を有していることの証明が求められます。もっとも、技能実習2号を良好に修了し、当該技能実習で修得した技能と、特定技能1号で従事しようとする業務において要する技能に関連性が認められる場合には、令和9年4月1日以降も当面の間、当該特定技能1号に係る要件として必要な水準の技能及び日本語能力を有していることの証明は要しません（対象となる技能実習2号の職種・作業については別表参照。）。 また、技能実習2号を良好に修了したものの、当該技能実習で修得した技能と特定技能1号で従事しようとする業務において要する技能に関連性が認められない場合には、当該特定技能1号に係る要件として必要な水準の技能を有していることの証明は必要ですが、日本語能力については、当面の間、これらの事実をもって日本語能力を有していることが証明されたこととします（別途証明は不要です。）。
10	P.10	【2号特定技能外国人の技能水準及	○ 2号特定技能外国人については、本要領別表に記載された2号漁業技能測定試験及び日本語能力試験の合	【2号特定技能外国人の技能水準及び日本語能力水準】 ○ 「2号漁業特定技能評価試験（漁業）」（分野別運用方針第二1（2）アの試験区分）

		び日本語能力水準】 ○1つ目	格に加えて、以下の実務経験が必要です。 業務区分：漁業 漁船法上の登録を受けた漁船において、操業を指揮監督する者を補佐する者又は作業員を指導しながら作業に従事し、作業工程を管理する者としての2年以上の実務経験 この場合の実務とは、船長・漁労長など操業を指揮監督する者を補佐しながら自らも作業に従事すること、又は操業を指揮監督する者の下で自らも漁労作業を行いつつ、他の作業員に対し、作業内容に合わせた漁具や作業員の配置等の指揮、船長・漁労長に対して作業の進捗状態等の報告を行うなど、現場のリーダー・主任としての管理を行うことをいいます。 業務区分：養殖業 漁業法及び内水面漁業の振興に関する法律に基づき行われる養殖業の現場において、養殖を管理する者を補佐する者又は作業員を指導しながら作業に従事し、作業工程を管理する者としての2年以上の実務経験 この場合の実務とは、経営者の下で養殖場長等を補佐しながら自らも作業に従事すること、又は経営者の下で養殖場長等として、養殖水産動植物の管理作業を自らも行いつつ、養殖いけす等の管理者等として他の作業員の指導業務を行うことをいいます。	・ 当該試験は、漁業区分の業務について、上級の技能労働者が通常有すべき技能を有していることを認定するものであり、この試験の合格者（かつ、以下の実務経験の基準を満たす者）は、漁業分野（漁業区分）において熟練した技能を有するものと認められます。 ・ 漁業区分においては、漁船法上の登録を受けた漁船において、操業を指揮監督する者を補佐する者又は作業員を指導しながら作業に従事し、作業工程を管理する者としての実務経験を2年以上有することが必要です(※)。 この場合の実務とは、船長・漁労長など操業を指揮監督する者を補佐しながら自らも作業に従事すること、又は操業を指揮監督する者の下で自らも漁労作業を行いつつ、他の作業員に対し、作業内容に合わせた漁具や作業員の配置等の指揮、船長・漁労長に対して作業の進捗状態等の報告を行うなど、現場のリーダー・主任としての管理を行うことをいいます。 ※ 令和5年6月9日の分野別運用要領改正の時点で、漁業分野（漁業区分）の1号特定技能外国人として本邦に在留する者については、同日以前の期間に関しては、操業を指揮監督する者を補佐する者又は作業員を指導しながら作業に従事し、作業工程を管理する者として就労していたかに関わらず、当該者に該当していたものとして取り扱います。
--	--	---------------------------	---	--

	P.11	○2つ目	(新設)	○ 「2号漁業特定技能評価試験(養殖業)」(分野別運用方針第二1(2)アの試験区分) - 当該試験は、養殖業区分の業務について、上級の技能労働者が通常有すべき技能を有していることを認定するものであり、この試験の合格者(かつ、以下の実務経験の基準を満たす者)は、漁業分野(養殖業区分)において熟練した技能を有するものと認められます。 - 養殖業区分においては、漁業法及び内水面漁業の振興に関する法律に基づき行われる養殖業の現場において、養殖を管理する者を補佐する者又は作業員を指導しながら作業に従事し、作業工程を管理する者としての実務経験を2年以上有することが必要です(※)。 この場合の実務とは、経営者の下で養殖場長等を補佐しながら自らも作業に従事すること、又は経営者の下で養殖場長等として、養殖水産動植物の管理作業を自らも行いつつ、養殖いけす等の管理者等として他の作業員の指導業務を行うことをいいます。 ※ 令和5年6月9日の分野別運用要領改正の時点で、漁業分野(養殖業区分)の1号特定技能外国人として本邦に在留する者については、同日以前の期間に関しては、養殖を管理する者を補佐する者又は作業員を指導しながら作業に従事し、作業工程を管理する者として就労していたかに関わらず、当該者に該当していたものとして取り扱います。 ○ 「日本語教育の参照枠」B1相当以上(※)
		○3つ目	(新設)	

				※ 以下の試験の合格 ・ 日本語能力試験（J L P T）N 3 以上 ※ C E F R の B 1 相当以上を判定された場合に限る。 ※ 令和 9 年 4 月 1 日以降、特定技能 2 号においては「日本語教育の参照枠」B 1 相当以上が求められますが、その取扱いについては別途お知らせします。										
11	P.12	【経過措置】	（新設）	【経過措置】 ○ 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」（令和 5 年 6 月 9 日閣議決定）による変更前の運用方針 3（1）並びに「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針及び特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針について」（令和 8 年 1 月 23 日閣議決定）による廃止前の運用方針 3（1）及び（2）にそれぞれ掲げる試験のうち、次の表の左欄に掲げる試験に合格した者は、それぞれ同表の右欄に掲げる試験に合格したものとみなします。 <table><tr><th>旧試験区分</th><th>新試験区分</th></tr><tr><td>漁業技能測定試験（漁業）</td><td>1 号漁業特定技能評価試験（漁業）</td></tr><tr><td>漁業技能測定試験（養殖業）</td><td>1 号漁業特定技能評価試験（養殖業）</td></tr><tr><td>1 号漁業技能測定試験（漁業）</td><td>1 号漁業特定技能評価試験（漁業）</td></tr><tr><td>1 号漁業技能測定試験（養殖業）</td><td>1 号漁業特定技能評価試験（養殖業）</td></tr></table>	旧試験区分	新試験区分	漁業技能測定試験（漁業）	1 号漁業特定技能評価試験（漁業）	漁業技能測定試験（養殖業）	1 号漁業特定技能評価試験（養殖業）	1 号漁業技能測定試験（漁業）	1 号漁業特定技能評価試験（漁業）	1 号漁業技能測定試験（養殖業）	1 号漁業特定技能評価試験（養殖業）
旧試験区分	新試験区分													
漁業技能測定試験（漁業）	1 号漁業特定技能評価試験（漁業）													
漁業技能測定試験（養殖業）	1 号漁業特定技能評価試験（養殖業）													
1 号漁業技能測定試験（漁業）	1 号漁業特定技能評価試験（漁業）													
1 号漁業技能測定試験（養殖業）	1 号漁業特定技能評価試験（養殖業）													

				<table><tr><td>2号漁業技能測定試験（漁業）</td><td>2号漁業特定技能評価試験（漁業）</td></tr><tr><td>2号漁業技能測定試験（養殖業）</td><td>2号漁業特定技能評価試験（養殖業）</td></tr></table>	2号漁業技能測定試験（漁業）	2号漁業特定技能評価試験（漁業）	2号漁業技能測定試験（養殖業）	2号漁業特定技能評価試験（養殖業）
2号漁業技能測定試験（漁業）	2号漁業特定技能評価試験（漁業）							
2号漁業技能測定試験（養殖業）	2号漁業特定技能評価試験（養殖業）							
12	P.12	【確認対象の書類】 ○1つ目	【確認対象の書類】 ＜特定技能1号の場合＞ ○ 試験合格者の場合 ・技能水準を証するものとして次のいずれか 1号漁業技能測定試験（漁業）の合格証明書の写し 1号漁業技能測定試験（養殖業）の合格証明書の写し ・日本語能力を証するものとして次のいずれか 国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し ・日本語能力試験（N4以上）の合格証明書の写し ＊ただし、修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト、日本語能力試験（N4以上）のいずれの試験も免除されます。	【確認対象の書類】 ＜特定技能1号の場合＞ ○ 試験合格者の場合 ・技能水準を証するものとして次のいずれか 1号漁業特定技能評価試験（漁業）の合格証明書の写し 1号漁業特定技能評価試験（養殖業）の合格証明書の写し ・日本語能力を証するものとして次のいずれか 国際交流基金日本語基礎テストの判定結果通知書（A2.2相当以上）の写し 日本語能力試験（N4以上）の合格証明書の写し ＊ただし、修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、この事実及び技能に係る試験の合格をもって漁業分野において特定技能1号として業務に従事する上で必要とされる日本語能力を有していることが証明されたこととしますので、別途国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験（N4以上）を受験し、合格する必要はありません。				
	P.13	○3つ目	＜特定技能2号の場合＞ ○ 技能水準を証するものとして次のいずれか	＜特定技能2号の場合＞ ○ 技能水準を証するものとして次のいずれか				

		○4つ目	・ 2号漁業技能測定試験（漁業）の合格証明書の写し ・ 2号漁業技能測定試験（養殖業）の合格証明書の写し ○ 日本語能力試験（N3以上）の合格証明書の写し	・ 2号漁業特定技能評価試験（漁業）の合格証明書の写し ・ 2号漁業特定技能評価試験（養殖業）の合格証明書の写し ○ 日本語能力を証するものとして次のもの ・ 日本語能力試験（N3以上）の合格証明書の写し（C E F RのB1相当以上を判定された場合に限る。）
13	P.13		【留意事項】 <特定技能1号> ○ 技能実習2号を良好に修了したとして技能試験の合格等の免除を受けたい場合には、技能実習を良好に修了したことを証するものとして、【確認対象の書類】に掲げた技能実習2号修了時の技能実習評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の提出が必要です。 ○ 技能実習評価試験（専門級）の実技試験に合格していない場合（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）施行前の旧制度（いわゆる外国人研修・技能実習制度を含む。）の技能実習を修了した場合を含む。）に、技能試験等を免除するには、実習実施者が作成した技能等の修得等の状況を評価した文書を提出し、第2号技能実習を良好に修了したことを証することが必要です。 ○ 制度上、まき網漁業等、漁船漁業職種における本要領別表に定めるいずれかの作業の技能実習2号を良好に修了した外国人は漁業全般、ほたてがい・まがき養	（削除） （削除） （削除）

		○5つ目	殖作業の技能実習2号を良好に修了した外国人は養殖業全般の業務に従事することができます。 ○ 例えば、まき網漁業の技能実習2号を良好に修了した外国人が、在留資格「特定技能」により、本邦において漁業に従事しながら、漁業技能測定試験（養殖業）に合格した場合には、所定の入管手続を行ったうえ、養殖業全般の業務に従事することもできます。 ＜特定技能2号＞ ○ 2号漁業技能測定試験受験の際に、上記実務経験の有無を確認します。詳細は、試験実施機関へご確認ください。	（削除） ＜特定技能2号＞ ○ 2号漁業特定技能評価試験受験の際に、上記実務経験の有無を確認します。詳細は、試験実施機関へご確認ください。
14	P.14	第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準 【関係規定】 法第2条の5（特定技能雇用契約等）	【関係規定】 法第2条の5（特定技能雇用契約等） 別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号又は第2号に掲げる活動を行おうとする外国人が本邦の公私の機関と締結する雇用に関する契約（以下この条及び第4章第1節第2款において「特定技能雇用契約」という。）は、次に掲げる事項が適切に定められているものとして法務省令で定める基準に適合するものでなければならない。 1～2（略） 3 特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関は、次に掲げる事項が確保されるものとして法務省令で定める基準に適合するものでなければならない。 一 前2項の規定に適合する特定技能雇用契約（第19条の19第2号において「適合特定技能雇用契約」	（削除）

			という。)の適正な履行 二 第6項及び第7項の規定に適合する第6項に規定する1号特定技能外国人支援計画(第5項及び第4章第1節第2款において「適合1号特定技能外国人支援計画」という。)の適正な実施 4～9(略)	
15	P.15	分野別運用方針(抜粋)	分野別運用方針(抜粋) 5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 (2) 特定技能所属機関等に対して特に課す条件 ア 労働者派遣形態(船員派遣形態を含む。以下同じ。)の場合、特定技能所属機関となる労働者派遣事業者(船員派遣事業者を含む。以下同じ。)は、地方公共団体又は漁業協同組合、漁業生産組合若しくは漁業協同組合連合会その他漁業に関連する業務を行っている者が関与するものに限る。 (3) 特定技能外国人の雇用形態 ア 雇用形態 漁業分野の事業者を特定技能所属機関とする直接雇用形態及び労働者派遣事業者(上記(2)アに定める者に限る。)を特定技能所属機関として外国人を漁業分野の事業者派遣する労働者派遣形態とする。 イ 労働者派遣形態により受け入れる必要性 漁業分野においては、同じ地域であっても、対象魚種や漁法等によって繁忙期・閑散期の時期が異なるとともに、漁業分野の事業者の多くが零細で半島地域や離島地域等に存在していること等の特性があり、地域内における業務の繁閑を踏まえた労働力の	分野別運用方針(抜粋) 第二 特定技能制度に関する事項 2 その他特定技能の運用に関する重要事項 (3) 特定産業分野に特有の事情に鑑みて講じる措置等 ア 特定技能所属機関等に対して特に課す条件 ① 労働者派遣形態の場合、特定技能所属機関となる労働者派遣事業者(船員派遣事業者を含む。以下同じ。)は、地方公共団体又は漁業協同組合、漁業生産組合若しくは漁業協同組合連合会その他漁業に関連する業務を行っている者が関与するものに限る。 ② 特定技能所属機関は、特定技能の協議会の構成員になること。 ③ 特定技能所属機関は、特定技能の協議会において協議が調った措置を講じること。 ④ 特定技能所属機関は、特定技能の協議会及びその構成員に対し、必要な協力を行うこと。 ⑤ 漁業分野の1号特定技能外国人を受け入れる特定技能所属機関が登録支援機関に支援計画の全部又は一部の実施を委託するに当たっ

			体、漁業生産組合又は上記①の者が、役員・職員を出向させ、当該事業者の業務方法書等において「地方公共団体の職員又は①に掲げる者若しくはその役員若しくは職員」が漁業分野に関する業務の運営に指導や助言等を行うことにより関与することとされていること等が想定されます。	については、地方公共団体又は上記①の者（漁業協同組合など）が、業務執行に実質的に関与していることが必要であり、「業務執行に実質的に関与していると認められる」場合としては、例えば、地方公共団体又は上記①の者が、役員・職員を当該労働者派遣事業者に出向させ、当該事業者の業務方法書等において当該役員等が漁業分野に関する業務の運営に指導や助言等を行うことにより関与することとされていること等が想定されます。
17	P.17	【漁業分野の固有の基準（告示）】 ○ 9つ目	○ なお、協議会に関する事項は、水産庁のホームページを御覧ください。	○ なお、詳細は、以下の水産庁のホームページを御覧ください。 URL : https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/toku-teikyogikai.html
18	P.18	【確認対象の書類】 ○ 4つ目 ○ 5つ目 ○ 6つ目	【確認対象の書類】 <派遣事業者の要件①に該当する場合> ○ 定款、登記事項証明書、有価証券報告書等、漁業又は漁業に関連する業務を行っていることが確認できる書類 <派遣事業者の要件②に該当する場合> ○ 有価証券報告書、株主名簿の写し等資本金の出資者を明らかにする書類 <派遣事業者の要件③に該当する場合> ○ 役員名簿等、地方公共団体の職員又は①に掲げる者若しくはその役員若しくは職員が役員であることが確	【確認対象の書類】 特定技能外国人を労働者派遣等の形態により受け入れる場合、上記のほか以下の書類 <労働者派遣の要件①に該当する場合> ○ 定款、登記事項証明書、有価証券報告書等、漁業又は漁業に関連する業務を行っていることが確認できる書類 <労働者派遣の要件②に該当する場合> ○ 有価証券報告書、株主名簿の写し等資本金の出資者を明らかにする書類 <労働者派遣の要件③に該当する場合> ○ 役員名簿等、地方公共団体の職員又は①に掲げる者若しくはその役員若しくは職員が役員であることが確認でき

			認できる書類又は業務方法書、組織体制図等、地方公共団体又は①に掲げる者が業務執行に実質的に関与していることが確認できる書類	る書類又は業務方法書、組織体制図等、地方公共団体又は①に掲げる者が業務執行に実質的に関与していることが確認できる書類
19	P.18	【留意事項】 ○1つ目	(新設) ○ 令和6年6月15日以降、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際には、初めて特定技能外国人を受け入れる場合であっても、協議会の構成員であることを確認できる書類の提出が必要です。 ○ 令和6年6月15日より前においては、 ・ 特定技能所属機関が、初めて特定技能外国人を受け入れる場合には、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際に、上記の誓約書の提出が必要です。 ※ 誓約書(改正前の分野参考様式第12-1号)については、出入国在留管理庁ホームページに掲載しています。 ・ 特定技能所属機関が、2回目以降に受け入れる特定技能外国人に係る在留諸申請(初めて特定技能外国人を受け入れてから4か月以内の申請を除く。)及び上記の誓約書を提出して受け入れた特定技能外国人に係る在留期間更新許可申請の際には、漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることを確認できる書類の提出が必要です。なお、申請の際に提出がない場合には当該申請は不許可となることに留意してください。	○ 労働者派遣については、「特定技能外国人受入れに関する運用要領」第5章第1節第1(5)及び第2節第1(12)の基準にも適合していることが求められます。 (削除) (削除)

			○ このほか、協議会において協議が調った事項に関する措置を講じない、または協議会に対して必要な協力を行わないなど、協議会の構成員として不適格であると認められ、構成員資格を停止又は取り消された場合、告示の基準を満たさず、特定技能外国人の受入れができなくなることがあります。	(削除)
20	P.19	第4 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準	【関係規定】 法第2条の5（特定技能雇用契約等） 別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号又は第2号に掲げる活動を行おうとする外国人が本邦の公私の機関と締結する雇用に関する契約（以下この条及び第4章第1節第2款において「特定技能雇用契約」という。）は、次に掲げる事項が適切に定められているものとして法務省令で定める基準に適合するものでなければならない。 1～2（略） 3 特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関は、次に掲げる事項が確保されるものとして法務省令で定める基準に適合するものでなければならない。 一 前2項の規定に適合する特定技能雇用契約（第19条の19第2号において「適合特定技能雇用契約」という。）の適正な履行 二 第6項及び第7項の規定に適合する第6項に規定する1号特定技能外国人支援計画（第5項及び第4章第1節第2款において「適合1号特定技能外国人支援計画」という。）の適正な実施 4～9（略）	(削除)

21	P.21	第5 育成・キャリア形成プログラム 分野別運用方針（抜粋）	（新設）	分野別運用方針（抜粋） 第一 特定技能制度及び育成就労制度に共通する事項 4 その他特定技能制度及び育成就労制度に係る制度の運用に共通する重要事項 （1）特定技能外国人及び育成就労外国人のキャリア形成等に関する事項 農林水産省は、関係業界等と協働して、育成就労、特定技能1号及び特定技能2号に係る漁業分野における「育成・キャリア形成プログラム（以下「育成プログラム」という。）」を策定する。 漁業分野における育成プログラムは、必要な技術・知識・資格（専門技能・日本語能力等）等を含む特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとすることを基本とし、特定技能外国人又は育成就労外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界、特定技能所属機関、育成就労実施者等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針とする。
22	P.21	第5 育成・キャリア形成プログラム ○1つ目	（新設）	○ 漁業分野における育成プログラムは、特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとすることを基本とし、特定技能外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界及び特定技能所属機関等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針となります。
		○2つ目	（新設）	○ 漁業分野における育成プログラムは、水産庁のホーム

ページに掲載されますので、適切に参照し活用してください。

23

別表

[illegible][illegible]

分野参考様式第 1 2-1 号

漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

特定技能所属機関
氏名又は名称
住 所
特定技能外国人
氏 名
性 別
国籍・地域
生 年 月 日

記

漁業分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

1. 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）に従事させる業務が、漁業（漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等）又は養殖業（養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫（獲）・処理、安全衛生の確保等）であること。
2. 2号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第2号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。）に従事させる業務が、漁業（漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等）、操業を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理又は養殖業（養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫（獲）・処理、安全衛生の確保等）、養殖を管理する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理であること。
3. 農林水産省が設置する漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること。
4. 協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずること。
5. 協議会及びその構成員が行う報告の徴収、資料の要求、調査その他の指導に対し、必要な協力を行うこと。
6. 特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）を労働者派遣等の対象とする場合にあっては、前記5に規定する必要な協力を行う者に労働者派遣等を行うこと。
7. 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、前記5に規定する必要な協力を行う登録支援機関に委託していること。
8. 特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面（電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供すること。

（注）誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を

分野参考様式第 1 2-1 号

漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

特定技能所属機関
氏名又は名称
住 所
特定技能外国人
氏 名
性 別
国籍・地域
生 年 月 日

記

漁業分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

1. 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）に従事させる業務が、漁業（監督者の指示を理解し、又は自らの判断により、漁具の作成・補修、漁具・漁労機器の操作、漁獲物の処理、安全衛生等の作業に従事する業務）又は養殖業（監督者の指示を理解し、又は自らの判断により、養殖水産物の取扱い、漁具の作成・補修・管理、漁具の整理・整頓、安全衛生等の作業に従事する業務）であること。
2. 2号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第2号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。）に従事させる業務が、漁業（自らの判断により業務を遂行し、又は作業員を指導しながら作業に従事し、漁業の作業工程を管理する業務）、操業を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理又は養殖業（自らの判断により業務を遂行し、又は作業員を指導しながら作業に従事し、養殖業の作業工程を管理する業務）、養殖を管理する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理であること。
3. 農林水産省が設置する漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること。
4. 協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずること。
5. 協議会及びその構成員が行う報告の徴収、資料の要求、調査その他の指導に対し、必要な協力を行うこと。
6. 特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）を労働者派遣等の対象とする場合にあっては、前記5に規定する必要な協力を行う者に労働者派遣等を行うこと。
7. 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、前記5に規定する必要な協力を行う登録支援機関に委託していること。
8. 特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面（電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供すること。

（注）誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を

			所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。 作成年月日 年 月 日 作成責任者	所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。 作成年月日 年 月 日 作成責任者
--	--	--	--	--